

平成 22 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費について

平成 22 年度における公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額（以下「標準建設費等」という。）は、次のとおりとする。

第 1 標準建設費等の種類と構成

本通達において定める標準建設費等は、次の表の住宅等の種類の欄各項に掲げる住宅又は事業種類に応じ、それぞれ同表の標準建設費等の種類の欄各項に掲げるものとし、その額は、当該標準建設費等の種類に応じ、それぞれ同表の工事費等の額の欄各項に掲げる額に第 13 により算出した附帯事務費を加えた額を第 14 の規定により整理した額とする。

住宅等の種類	標準建設費等の種類		工事費等
公営住宅	公営住宅法第 7 条第 4 項（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準建設・買取費	公営住宅の建設等に要する費用	第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設等に要する費用	第 3 により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準建設費	公営住宅の建設に要する費用	第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設に要する費用	第 3 により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準補修費		第 5 により算出した補修工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準宅地復旧費		第 6 により算出した宅地復旧工事費の額
	公営住宅法第 9 条第 6 項（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準住宅共用部分工事費		第 7 により算出した住宅共用部分工事費の額
公営住宅法第 9 条第 6 項（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準施設工事費		第 8 により算出した施設工事費の額	
地域優良賃貸住宅（一般型）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 162 号）第 9 ハに規定する標準工事費		第 2、第 3 及び第 4 により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
地域優良賃貸住宅（高齢者型）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 162 号）第 14 第 4 項に規定する標準工事費		第 2 及び第 3 により算出した主体附帯工事費及び共同施設工事費の合計額
住宅地区改良事業	住宅地区改良法第 27 条第 3 項に規定する標準除却費		第 9 により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良法第 27 条第 3 項に規定する標準建設費		第 2、第 10 及び第 11 により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
小規模住宅地区等改良事業	小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成 9 年 4 月 1 日付け建設省住整発第 46		第 2、第 9、第 10 及び第 11 により算出した主体附帯工

	号) 第12第3項に規定する国土交通大臣の定める額	事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
改良住宅等改善事業のうちの建替事業及び関連建設事業	改良住宅等改善事業制度要綱(平成11年3月19日付け建設省住整発第25号)第16第8項に規定する国土交通大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)第4第5項(3)(第4第5項(4)で準用する場合を含む。)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
住宅市街地総合整備事業のうち居住環境形成施設整備事業(密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限る。)	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け国住市第352号)第4第3号に規定する国土交通大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
住宅市街地総合整備事業のうちの都市再生住宅整備事業	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け国住市第352号)第4第7号に規定する国土交通大臣の定める額	従前居住者用住宅の建設に要する費用
		従前営業者用の店舗等施設の建設に要する費用
		第2により算出した主体附帯工事費の額
		第12により算出した賃貸施設工事費の額

第2 主体附帯工事費

1 主体附帯工事費

(1) 主体附帯工事費(地域優良賃貸住宅(高齢者型)に係るものを除く。)は、住宅の戸数に、別表第1の(その1)から(その4)までに掲げる1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

(2) 地域優良賃貸住宅(高齢者型)の主体附帯工事費は、住宅の戸数に次の式により算出した1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

(1戸当たり主体附帯工事費)

= (別表第1(その5)に掲げる主体附帯工事基本額)

+ (別表第1(その5)に掲げる主体附帯工事費面積係数) × (1戸当たり平均面積)

ただし、1戸当たり平均床面積が別表第1(その1)に定める1戸当たり標準床面積(以下「公営住宅等の1戸当たり標準床面積」という。)を超える場合においては、当該標準床面積を1戸当たり平均床面積とする。また、緊急通報システムの整備に要する費用及び高齢者又は心身障害者のために行う特別の設計又は特別の設備の設置に要する費用については、別表第1(その5)に掲げる主体附帯工事基本額にそれぞれ1戸当たり1,385,000円以内又は、2,725,000円以内で国土交通大臣が決定した額を加算することができる。

2 主体附帯工事費の特例

(1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合(地域優良賃貸住宅(高齢者型)を除く。)住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合(量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。)の主体附帯工事

費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費とする。ただし、当該事業主体又は施行者が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において

ただし、 $D > \sum C_i \cdot A_i$ のときは $\sum C_i \cdot A_i$ とする。

D : 主体附帯工事費

B_i : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもの

B_i' : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたもの

C_i : 別表第1に掲げる1戸当たり主体、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{B_i'}{B_i} \cdot C_i \cdot A_i \text{ 附帯工事費}$$

A_i : 構造別ごとの住宅の戸数

(i は、構造別を示す添字である。)

- (2) 地域優良賃貸住宅（高齢者型）において1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合

当該事業主体の建設する他の構造の地域優良賃貸住宅（高齢者型）で、1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、主体附帯工事費は、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum (B_i + P_i \times S_i) \cdot A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \cdot A_i$ のときは $\sum C_i \cdot A_i$ とする。

D : 主体附帯工事費

B_i : 構造別ごとの主体附帯工事基本額

P_i : 構造別ごとの主体附帯工事費面積係数

S_i : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積

A_i : 構造別ごとの地域優良賃貸住宅（高齢者型）の戸数

C_i : 構造ごとの公営住宅の1戸当たり標準床面積

(i は、構造別を示す添字である。)

- (3) 団地等が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属するものとみなす。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、「団地」とあるのは「重点整備地区」とする。

- (4) 主体附帯工事費を増額する場合

別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

- (5) 北海道において燃料庫を設ける場合（従前居住者用賃貸住宅を除く。)

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1（北海道）に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費（地域優良賃貸住宅（高齢者型）にあつては、1の(2)式により計算した1戸当たり主体附帯工事費）に287,000円（燃料庫の床面積が3.3㎡未満のときは、287,000円に当該燃料庫の床面積を3.3㎡で除した数値を乗じて得た額）を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、1の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

第3 共同施設工事費

共同施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第4 特定工事費

特定工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第5 補修工事費

補修工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第6 宅地復旧工事費

宅地復旧工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第7 住宅共用部分工事費

住宅共用部分工事費は、第2の規定により算出される主体附帯工事費に、低層住宅（地上階数2以下の住宅をいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下の住宅をいう。）及び高層住宅（地上階数6以上の住宅をいう。）の区分に応じてそれぞれ次の表に定める数値を乗じて得た額とする。

区分	主体附帯工事費に乘じる数値
低層住宅	100分の20
中層住宅	100分の30（ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の25）
高層住宅	100分の30

第8 施設工事費

施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第9 不良住宅等除却費

不良住宅等除却費は、次に掲げるところにより算出した買収費（発生材の価格を控除したものをいう。以下同じ。）、除却工事費及び通常損失補償費の合計額とする。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)、(2)及び(3)中「不良住宅」とあるのは、「老朽住宅」とする。

(1) 買収費

買収費は、除却する不良住宅（当該住宅に附属する物置及び作業場を含む。以下同じ。）の買収に要する費用の1㎡当たりの額（その額が117,000円を超える場合にあつては、117,000円）に買収する不良住宅の延べ面積を乗じて得た額とする。

(2) 除却工事費

除却工事費は、不良住宅又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額（その額が、木造住宅の除却工事で22,000円を超える場合にあつては22,000円、非木造住宅の除却工事で31,000円を超える場合にあつては31,000円）に除却する不良住宅又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。

(3) 通常損失補償費

通常損失補償費は、不良住宅の買収又は除却により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

第10 土地整備費

土地整備費は、次に掲げるところにより算出した建設用地取得造成費及びその他の土地整備費の合計額とする。

(1) 建設用地取得造成費

イ 用地取得費

用地取得費は、住宅建設用地の取得に要する費用に別表第3に掲げる開発充当率を乗じて得た額（その額が次の表に定める限度額に当該用地に建設される改良住宅戸数を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該額）とする。

1戸当たり建設用地取得費限度額表

(単位：千円)

地域区分	大都市－特特	大都市－特	大都市－Ⅰ	大都市－Ⅱ	その他
限度額	46,246	36,310	30,080	24,920	19,340

注1) 地域区分の大都市－Ⅰ及び大都市－Ⅱは、それぞれ別表第4のその1及びその2に掲げる市町の区域とし、その他は、大都市－Ⅰ及び大都市－Ⅱの区域以外の区域とする。

注2) D I Dの区域内の用地については、その他の区域内の用地にあつては大都市－Ⅱの限度額を、大都市－Ⅱの区域内の用地にあつては大都市－Ⅰの限度額を、大都市－Ⅰの区域内の用地にあつては大都市－特の限度額を適用する。

注3) 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地若しくは近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市の旧市街地の区域内においては、大都市－特の限度額を適用する。

注4) 注3に掲げる区域内で、かつ、D I D区域内である区域内においては、注2及び注3にかかわらず大都市－特の限度額を適用する。

ロ 用地造成費

用地造成費は、住宅建設用地の造成に要する費用（その額が2,339,000円に当該用地に建設される住宅の戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

ハ 通常損失補償費

通常損失補償費は、改良住宅建設用地の取得造成により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

(2) その他の土地整備費

その他の土地整備費は、別表第5の費用の種類別の項各欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の限度額の項各欄に定める額を限度として算出した額の合計額とする。

第11 一時収容施設等設置費

一時収容施設等設置費は、次に掲げるところにより算出した建設工事費、移設工事費、補修工事費及びその他の経費の合計額とする。ただし、入居予定者の人数及び使用年数等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認めるときは、これらの額に1.5を乗じて得た額に増額することができる。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)から(4)までの規定中「一時収容施設」とあるのは「仮設住宅等」とする。

(1) 建設工事費

建設工事費は、建設する一時収容施設の戸数に、次の表に掲げる使用年数の区分に応じてそれぞれ同表に定める補助基本額を乗じて得た額とする。

(単位：千円／戸)

使用年数	1年	2年	3年	4年	5年
補助基本額	1,880	2,070	2,180	2,360	2,480

(2) 移設工事費

移設工事費は、移設する一時収容施設の戸数に1戸当たり移設工事費（当該移設工事費が1,030,000円を超える場合にあっては、1,030,000円）を乗じて得た額とする。

(3) 補修工事費

補修工事費は、補修する一時収容施設の戸数に1戸当たり補修工事費（当該補修工事費が480,000円を超える場合にあっては、480,000円）を乗じて得た額とする。

(4) その他の経費

その他の経費は、次に掲げる費用の合計額とする。

イ 一時収容施設設置用地の借地に要する費用

ロ 一時収容施設の建設、移設及び補修に代えて民間借家等を賃借する費用（当該費用が1,660,000円を超える場合にあっては、1,660,000円）

ハ 仮設店舗、仮設作業場等を建設することが必要な場合における当該仮設店舗、仮設作業場等の建設、移転及び補修に要する費用（当該費用がそれぞれ一時収容施設の建設工事費移設工事費又は補修工事費を超える場合にあっては、当該超えることとなる額を除く。）

ニ 一時収容施設の建設等に附帯して必要となる補償費及びその他特別の事情により必要と

なる費用

第12 賃貸施設工事費

- 1 賃貸施設工事費は、次の算式により算出した額とする。
ただし、一の営業者に係る補助対象となる施設面積（専用面積と共用部分面積の持分の合計とする。以下同じ。）は、従前の施設面積以内で、かつ、その構造に該当する別表第1（その1）に掲げる1戸当たり標準床面積の2分の1以内とする。

$$X = \sum \frac{Y_i'}{Y_i} \cdot Z_i$$

- X : 賃貸施設工事費
Y_i : 別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり標準床面積
Y_i' : 当該施設の補助対象床面積
Z_i : 別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり主体附帯工事費
(i は、構造別を示す添字である。)

2 賃貸施設工事費の特例

別表第2の対象工事費欄の(1)特殊基礎工事費、(9)店舗等併設工事費又は(16)その他特別工事費に係る同表の対象要件欄に掲げる場合に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、賃貸施設工事費は、前項の規定により算出した額に、(1)については1施設当たり1,575,000円以下、(9)については1施設当たり693,000円以下、(16)については1施設当たり1,363,000円以下で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

第13 附帯事務費

附帯事務費は、第2から第12までの規定により算出した各費用を基に、別表第6に掲げる算出方法により算出した額とする。

第14 金額の整理

第2から第12までの規定により算出した各費用に第12の規定により算出した附帯事務費を加算した額は、国の補助率が2分の1の場合にあつては2で、3分の1又は3分の2の場合にあつては3で、5分の2の場合にあつては5で、4分の3の場合にあつては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額となるように端数を切り捨てるものとする。

別表第1 1戸当たり主体附帯工事費

○その1 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに係る主体附帯工事費

注1）この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	74.7	15,670	15,360	14,460	13,890	13,850
	大都市		-	12,570	11,830	11,370	11,330
	多雪寒冷		12,290	12,050	11,340	10,900	-
	一般		-	11,690	11,000	10,570	10,540
	奄美		-	-	-	-	12,870
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	79.3	16,520	16,190	15,330	14,810	14,770
	大都市		-	13,380	12,670	12,240	12,200
	多雪寒冷		13,140	12,880	12,200	11,780	-
	一般		-	12,500	11,840	11,440	11,400
	奄美		-	-	-	-	14,010
耐火構造平家建	特別	74.7	17,490	17,150	16,110	15,490	15,480
	大都市		-	13,420	12,610	12,130	12,110
	多雪寒冷		13,070	12,820	12,040	11,580	-
	一般		-	12,240	11,500	11,060	11,050
	奄美		-	-	-	-	13,520
耐火構造2階建	特別	79.3	17,720	17,370	16,450	15,880	15,860
	大都市		-	14,320	13,560	13,090	13,070
	多雪寒冷		14,090	13,820	13,090	12,630	-
	一般		-	13,340	12,640	12,200	12,180
	奄美		-	-	-	-	14,920
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	16,130	15,820	15,060	14,590	14,560
	大都市		-	13,730	13,070	12,670	12,640
	多雪寒冷		13,530	13,260	12,630	12,230	-
	一般		-	12,690	12,080	11,710	11,690
	奄美		-	-	-	-	15,020
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	17,740	17,390	16,550	16,040	16,010
	大都市		-	15,090	14,370	13,920	13,900
	多雪寒冷		14,870	14,580	13,880	13,450	-
	一般		-	13,960	13,290	12,870	12,850
	奄美		-	-	-	-	16,510
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	16,580	16,250	15,450	14,970	14,950
	大都市		-	14,120	13,410	13,000	12,990
	多雪寒冷		13,920	13,650	12,970	12,570	-
	一般		-	13,010	12,360	11,980	11,970
	奄美		-	-	-	-	15,320
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	18,230	17,870	16,980	16,450	16,440
	大都市		-	15,520	14,750	14,290	14,280
	多雪寒冷		15,300	15,000	14,260	13,810	-
	一般		-	14,300	13,590	13,170	13,160
	奄美		-	-	-	-	16,840
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	85.5	16,370	16,050	15,180	14,670	14,660
	大都市		-	13,820	13,080	12,640	12,620
	多雪寒冷		13,600	13,330	12,610	12,190	-
	一般		-	12,670	11,990	11,580	11,570
	奄美		-	-	-	-	14,810
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	18,000	17,650	16,690	16,130	16,110
	大都市		-	15,200	14,380	13,890	13,880
	多雪寒冷		14,950	14,660	13,870	13,400	-
	一般		-	13,930	13,180	12,730	12,720
	奄美		-	-	-	-	16,280
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	101.1	17,840	17,490	16,680	16,200	16,180
	大都市		-	14,530	13,860	13,450	13,440
	多雪寒冷		15,830	15,520	14,810	14,370	-
	一般		-	13,620	12,990	12,610	12,590
	奄美		-	-	-	-	16,620
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	101.1	18,810	18,440	17,670	17,200	17,190
	大都市		-	14,960	14,330	13,950	13,940
	多雪寒冷		16,400	16,080	15,410	15,000	-
	一般		-	13,860	13,280	12,930	12,920
	奄美		-	-	-	-	17,050
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	101.1	19,170	18,790	18,070	17,630	17,610
	大都市		-	16,210	15,580	15,200	15,190
	多雪寒冷		17,380	17,040	16,380	15,980	-
	一般		-	15,390	14,800	14,440	14,430
	奄美		-	-	-	-	19,040
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	101.1	20,320	19,920	19,200	18,790	18,770
	大都市		-	17,180	16,560	16,210	16,190
	多雪寒冷		18,420	18,060	17,410	17,040	-
	一般		-	16,320	15,730	15,390	15,380
	奄美		-	-	-	-	20,300
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	105.6	28,020	27,470	26,660	26,220	26,190
	大都市		-	21,200	20,570	20,230	20,210
	多雪寒冷		23,680	23,220	22,530	22,160	-
	一般		-	19,230	18,660	18,350	18,330
	奄美		-	-	-	-	22,550

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	76.3	13,440	13,170
		一般		12,520	12,270
木造2階建及び 準耐火構造2階建		特別	80.9	13,740	13,470
		一般		13,050	12,790
耐火構造平家建		特別	76.3	14,290	14,010
		一般		13,620	13,350
耐火構造2階建		特別	80.9	14,710	14,420
		一般		14,020	13,740
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	15,110	14,820
		一般		14,330	14,050
	暖房設備付	特別	85.5	15,500	15,190
		一般		14,700	14,410
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	16,580	16,260
		一般		15,730	15,420
	暖房設備付	特別	94.0	17,040	16,710
		一般		16,160	15,840
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	15,620	15,320
		一般		14,690	14,400
	暖房設備付	特別	85.5	16,040	15,720
		一般		15,080	14,780
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	17,150	16,810
		一般		16,120	15,810
	暖房設備付	特別	94.0	17,630	17,280
		一般		16,570	16,250
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	14,440	14,160
		一般		13,580	13,310
	暖房設備付	特別	85.5	14,810	14,520
		一般		13,920	13,650
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	15,840	15,530
		一般		14,900	14,610
	暖房設備付	特別	94.0	16,280	15,960
		一般		15,310	15,010
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	102.7	14,510	14,230
		一般		13,420	13,160
	暖房設備付	特別	101.1	14,810	14,520
		一般		13,690	13,420
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	102.7	16,280	15,960
		一般		15,050	14,760
	暖房設備付	特別	101.1	16,530	16,210
		一般		15,270	14,980
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	102.7	17,320	16,980
		一般		16,010	15,700
	暖房設備付	特別	101.1	17,560	17,210
		一般		16,220	15,910
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	燃料庫付	特別	102.7	18,870	18,500
		一般		17,440	17,100
	暖房設備付	特別	101.1	19,070	18,700
		一般		17,630	17,290
高層耐火構造 (地上階数20階～)	燃料庫付	特別	107.2	23,280	22,820
		一般		21,520	21,100
	暖房設備付	特別	105.6	23,570	23,100
		一般		21,780	21,360

(沖縄)

構 造 別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	11,390
木造2階建及び準耐火構造2階建	79.3	12,710
耐火構造平家建	74.7	12,750
耐火構造2階建	79.3	13,530
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,290
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	15,710
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,580
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	16,040
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,340
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型の住棟)	94.0	14,670
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	101.1	14,260
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	101.1	16,080
高層耐火構造 (地上階数12階～)	101.1	17,250

○その2 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの等に係る主体附带工事費

注1）この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり標準床面積(㎡/戸)	1戸当たり主体附带工事費(千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び準耐火構造平屋建	特別	74.7	15,000	14,700	13,840	13,290	13,250
	大都市		-	12,030	11,330	10,880	10,850
	多雪寒冷		11,760	11,530	10,860	10,430	-
	一般		-	11,190	10,530	10,110	10,080
	奄美		-	-	-	-	12,320
木造2階建及び準耐火構造2階建	特別	79.3	15,810	15,500	14,680	14,180	14,140
	大都市		-	12,800	12,120	11,710	11,680
	多雪寒冷		12,570	12,330	11,670	11,280	-
	一般		-	11,970	11,330	10,950	10,910
	奄美		-	-	-	-	13,410
耐火構造平家建	特別	74.7	16,740	16,410	15,420	14,830	14,810
	大都市		-	12,850	12,070	11,610	11,590
	多雪寒冷		12,510	12,270	11,530	11,080	-
	一般		-	11,710	11,010	10,580	10,570
	奄美		-	-	-	-	12,940
耐火構造2階建	特別	79.3	16,960	16,630	15,750	15,200	15,180
	大都市		-	13,700	12,980	12,520	12,510
	多雪寒冷		13,490	13,230	12,520	12,090	-
	一般		-	12,770	12,090	11,670	11,660
	奄美		-	-	-	-	14,280
中層準耐火構造(地上階数3階)	特別	85.5	15,990	15,680	14,930	14,460	14,430
	大都市		-	13,610	12,960	12,550	12,530
	多雪寒冷		13,410	13,150	12,510	12,130	-
	一般		-	12,580	11,980	11,610	11,580
	奄美		-	-	-	-	14,890
中層準耐火構造(地上階数3階)(片廊下型住棟)	特別	94.0	17,580	17,240	16,410	15,900	15,870
	大都市		-	14,960	14,240	13,800	13,770
	多雪寒冷		14,740	14,450	13,760	13,330	-
	一般		-	13,830	13,170	12,760	12,740
	奄美		-	-	-	-	16,370
中層耐火構造(地上階数3階)	特別	85.5	16,430	16,110	15,310	14,830	14,820
	大都市		-	13,990	13,300	12,880	12,870
	多雪寒冷		13,800	13,530	12,850	12,450	-
	一般		-	12,890	12,250	11,870	11,860
	奄美		-	-	-	-	15,190
中層耐火構造(地上階数3階)(片廊下型住棟)	特別	94.0	18,070	17,710	16,830	16,310	16,290
	大都市		-	15,380	14,620	14,170	14,150
	多雪寒冷		15,170	14,870	14,130	13,690	-
	一般		-	14,180	13,470	13,050	13,040
	奄美		-	-	-	-	16,700
中層耐火構造(地上階数4～5階)	特別	85.5	16,230	15,910	15,050	14,540	14,530
	大都市		-	13,700	12,960	12,520	12,510
	多雪寒冷		13,480	13,220	12,500	12,080	-
	一般		-	12,560	11,880	11,480	11,470
	奄美		-	-	-	-	14,680
中層耐火構造(地上階数4～5階)(片廊下型住棟)	特別	94.0	17,840	17,490	16,550	15,990	15,970
	大都市		-	15,060	14,250	13,770	13,760
	多雪寒冷		14,820	14,530	13,750	13,280	-
	一般		-	13,810	13,060	12,620	12,610
	奄美		-	-	-	-	16,140
高層耐火構造(地上階数6～8階)	特別	101.1	17,630	17,290	16,490	16,010	15,990
	大都市		-	14,360	13,690	13,290	13,280
	多雪寒冷		15,650	15,340	14,630	14,210	-
	一般		-	13,460	12,830	12,460	12,450
	奄美		-	-	-	-	16,430
高層耐火構造(地上階数9～11階)	特別	101.1	18,590	18,230	17,460	17,000	16,990
	大都市		-	14,780	14,160	13,790	13,780
	多雪寒冷		16,210	15,890	15,230	14,820	-
	一般		-	13,700	13,130	12,780	12,770
	奄美		-	-	-	-	16,850
高層耐火構造(地上階数12～13階)	特別	101.1	18,940	18,570	17,860	17,420	17,400
	大都市		-	16,020	15,400	15,020	15,010
	多雪寒冷		17,180	16,840	16,190	15,800	-
	一般		-	15,210	14,630	14,270	14,260
	奄美		-	-	-	-	18,820
高層耐火構造(地上階数14～19階)	特別	101.1	20,080	19,680	18,980	18,570	18,550
	大都市		-	16,980	16,370	16,010	16,000
	多雪寒冷		18,210	17,850	17,210	16,840	-
	一般		-	16,130	15,550	15,210	15,200
	奄美		-	-	-	-	20,060
超高層耐火構造(地上階数20階～)	特別	105.6	27,690	27,150	26,350	25,910	25,880
	大都市		-	20,950	20,330	19,990	19,970
	多雪寒冷		23,410	22,950	22,270	21,900	-
	一般		-	19,000	18,440	18,130	18,110
	奄美		-	-	-	-	22,280

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	76.3	12,860	12,610	
	一般		11,980	11,750	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	80.9	13,150	12,890	
	一般		12,490	12,250	
耐火構造平家建	特別	76.3	13,680	13,410	
	一般		13,040	12,780	
耐火構造2階建	特別	80.9	14,080	13,800	
	一般		13,420	13,150	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	14,980	14,690	
		一般	14,200	13,920	
	暖房設備付	特別	15,360	15,060	
		一般	14,570	14,290	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	16,440	16,120	
		一般	15,590	15,280	
	暖房設備付	特別	16,890	16,560	
		一般	16,020	15,700	
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	15,490	15,180	
		一般	14,560	14,280	
	暖房設備付	特別	15,900	15,580	
		一般	14,940	14,650	
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	17,000	16,670	
		一般	15,980	15,670	
	暖房設備付	特別	17,480	17,130	
		一般	16,430	16,110	
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	14,320	14,030	
		一般	13,460	13,190	
	暖房設備付	特別	14,680	14,390	
		一般	13,800	13,530	
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	15,700	15,400	
		一般	14,770	14,480	
	暖房設備付	特別	16,130	15,820	
		一般	15,170	14,870	
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	14,340	14,060	
		一般	13,260	13,000	
	暖房設備付	特別	14,630	14,350	
		一般	13,530	13,260	
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	16,090	15,780	
		一般	14,880	14,590	
	暖房設備付	特別	16,340	16,010	
		一般	15,100	14,800	
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	17,110	16,780	
		一般	15,820	15,510	
	暖房設備付	特別	17,350	17,010	
		一般	16,030	15,720	
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	燃料庫付	特別	18,650	18,280	
		一般	17,240	16,900	
	暖房設備付	特別	18,850	18,480	
		一般	17,420	17,080	
高層耐火構造 (地上階数20階～)	燃料庫付	特別	23,000	22,550	
		一般	21,270	20,850	
	暖房設備付	特別	23,290	22,830	
		一般	21,530	21,110	

(沖縄)

構 造 別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	10,900
木造2階建及び準耐火構造2階建	79.3	12,160
耐火構造平家建	74.7	12,210
耐火構造2階建	79.3	12,950
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,160
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	15,570
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,450
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	15,900
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,220
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型の住棟)	94.0	14,540
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	101.1	14,100
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	101.1	15,890
高層耐火構造 (地上階数12階～)	101.1	17,040

○その3 地域優良賃貸住宅（一般型）（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに係る主体附带工事費

注1）この表は、地域優良賃貸住宅（一般型）（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり標準床面積(㎡/戸)	1戸当たり主体附带工事費(千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び準耐火構造平家建	特別	81.3	17,040	16,710	15,720	15,090	15,060
	大都市		-	13,680	12,870	12,360	12,330
	多雪寒冷		13,350	13,110	12,330	11,850	-
	一般		-	12,690	11,970	11,490	11,460
	奄美		-	-	-	-	13,980
木造2階建及び準耐火構造2階建	特別	85.9	17,880	17,520	16,590	16,020	15,990
	大都市		-	14,490	13,710	13,230	13,200
	多雪寒冷		14,220	13,950	13,200	12,750	-
	一般		-	13,530	12,810	12,360	12,330
	奄美		-	-	-	-	15,180
耐火構造平家建	特別	81.3	19,020	18,660	17,520	16,830	16,830
	大都市		-	14,610	13,710	13,170	13,170
	多雪寒冷		14,220	13,950	13,080	12,600	-
	一般		-	13,320	12,510	12,030	12,000
	奄美		-	-	-	-	14,700
耐火構造2階建	特別	85.9	19,170	18,810	17,820	17,190	17,160
	大都市		-	15,480	14,670	14,160	14,160
	多雪寒冷		15,240	14,940	14,160	13,680	-
	一般		-	14,430	13,680	13,200	13,170
	奄美		-	-	-	-	16,140
中層準耐火構造(地上階数3階)	特別	92.1	17,370	17,010	16,200	15,690	15,660
	大都市		-	14,760	14,070	13,620	13,590
	多雪寒冷		14,550	14,280	13,590	13,170	-
	一般		-	13,650	12,990	12,600	12,570
	奄美		-	-	-	-	16,170
中層準耐火構造(地上階数3階)(片廊下型住棟)	特別	100.6	18,960	18,600	17,700	17,160	17,130
	大都市		-	16,140	15,360	14,880	14,850
	多雪寒冷		15,900	15,600	14,850	14,370	-
	一般		-	14,910	14,190	13,770	13,740
	奄美		-	-	-	-	17,670
中層耐火構造(地上階数3階)	特別	92.1	17,850	17,490	16,620	16,110	16,080
	大都市		-	15,180	14,430	13,980	13,980
	多雪寒冷		14,970	14,670	13,950	13,530	-
	一般		-	14,010	13,290	12,900	12,870
	奄美		-	-	-	-	16,500
中層耐火構造(地上階数3階)(片廊下型住棟)	特別	100.6	19,500	19,110	18,150	17,580	17,580
	大都市		-	16,590	15,780	15,270	15,270
	多雪寒冷		16,350	16,050	15,240	14,760	-
	一般		-	15,300	14,520	14,070	14,070
	奄美		-	-	-	-	18,000
中層耐火構造(地上階数4～5階)	特別	92.1	17,610	17,280	16,350	15,780	15,780
	大都市		-	14,880	14,070	13,590	13,590
	多雪寒冷		14,640	14,340	13,560	13,110	-
	一般		-	13,620	12,900	12,450	12,450
	奄美		-	-	-	-	15,930
中層耐火構造(地上階数4～5階)(片廊下型住棟)	特別	100.6	19,260	18,870	17,850	17,250	17,220
	大都市		-	16,260	15,360	14,850	14,850
	多雪寒冷		15,990	15,660	14,820	14,310	-
	一般		-	14,880	14,100	13,620	13,590
	奄美		-	-	-	-	17,400
高層耐火構造(地上階数6～8階)	特別	107.7	18,990	18,630	17,760	17,250	17,220
	大都市		-	15,450	14,760	14,310	14,310
	多雪寒冷		16,860	16,530	15,750	15,300	-
	一般		-	14,490	13,830	13,410	13,410
	奄美		-	-	-	-	17,700
高層耐火構造(地上階数9～11階)	特別	107.7	20,040	19,620	18,810	18,300	18,300
	大都市		-	15,930	15,240	14,850	14,820
	多雪寒冷		17,460	17,130	16,410	15,960	-
	一般		-	14,760	14,130	13,770	13,740
	奄美		-	-	-	-	18,150
高層耐火構造(地上階数12～13階)	特別	107.7	20,400	20,010	19,230	18,750	18,750
	大都市		-	17,250	16,590	16,170	16,170
	多雪寒冷		18,510	18,150	17,430	17,010	-
	一般		-	16,380	15,750	15,360	15,360
	奄美		-	-	-	-	20,280
高層耐火構造(地上階数14～19階)	特別	107.7	21,630	21,210	20,430	20,010	19,980
	大都市		-	18,270	17,640	17,250	17,220
	多雪寒冷		19,620	19,230	18,540	18,150	-
	一般		-	17,370	16,740	16,380	16,380
	奄美		-	-	-	-	21,600
超高層耐火構造(地上階数20階～)	特別	112.2	29,760	29,190	28,320	27,840	27,810
	大都市		-	22,500	21,840	21,480	21,450
	多雪寒冷		25,140	24,660	23,940	23,520	-
	一般		-	20,400	19,800	19,470	19,470
	奄美		-	-	-	-	23,940

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	82.9	14,580	14,310
		一般		13,590	13,320
木造2階建及び 準耐火構造2階建		特別	87.5	14,850	14,550
		一般		14,100	13,830
耐火構造平家建		特別	82.9	15,510	15,210
		一般		14,790	14,490
耐火構造2階建		特別	87.5	15,900	15,570
		一般		15,150	14,850
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	16,230	15,930
		一般		15,390	15,090
	暖房設備付	特別	92.1	16,680	16,350
		一般		15,810	15,510
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	17,700	17,370
		一般		16,800	16,470
	暖房設備付	特別	100.6	18,240	17,880
		一般		17,280	16,950
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	16,800	16,470
		一般		15,780	15,480
	暖房設備付	特別	92.1	17,250	16,920
		一般		16,230	15,900
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	18,330	17,970
		一般		17,220	16,890
	暖房設備付	特別	100.6	18,840	18,480
		一般		17,730	17,370
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	15,510	15,210
		一般		14,580	14,310
	暖房設備付	特別	92.1	15,930	15,630
		一般		14,970	14,700
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	16,920	16,590
		一般		15,930	15,600
	暖房設備付	特別	100.6	17,400	17,070
		一般		16,380	16,050
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	109.3	15,420	15,120
		一般		14,280	13,980
	暖房設備付	特別	107.7	15,750	15,450
		一般		14,580	14,280
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	109.3	17,310	16,980
		一般		16,020	15,690
	暖房設備付	特別	107.7	17,580	17,250
		一般		16,260	15,930
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	109.3	18,420	18,060
		一般		17,040	16,680
	暖房設備付	特別	107.7	18,690	18,330
		一般		17,280	16,920
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	燃料庫付	特別	109.3	20,070	19,680
		一般		18,540	18,180
	暖房設備付	特別	107.7	20,310	19,890
		一般		18,780	18,390
高層耐火構造 (地上階数20階～)	燃料庫付	特別	113.8	24,690	24,210
		一般		22,830	22,380
	暖房設備付	特別	112.2	25,020	24,540
		一般		23,130	22,680

(沖縄)

構 造 別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	12,390
木造2階建及び準耐火構造2階建	85.9	13,740
耐火構造平家建	81.3	13,860
耐火構造2階建	85.9	14,640
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,360
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	16,800
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,690
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	17,160
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型以外の住棟)	92.1	14,340
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型の住棟)	100.6	15,690
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	107.7	15,180
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	107.7	17,130
高層耐火構造 (地上階数12階～)	107.7	18,360

○その4 地域優良賃貸住宅（一般型）（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（一般型）（地方公共団体が整備するものを除く）に係る主体附帯工事費

注1）この表は、地域優良賃貸住宅（一般型）（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（一般型）（地方公共団体が整備するものを除く）に適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり標準床面積 (㎡/戸) B	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び準耐火構造平屋建	特別	81.3	16,320	15,990	15,060	14,460	14,400
	大都市		-	13,080	12,300	11,820	11,790
	多雪寒冷		12,780	12,540	11,790	11,340	-
	一般		-	12,150	11,430	10,980	10,950
	奄美		-	-	-	-	13,380
木造2階建及び準耐火構造2階建	特別	85.9	17,100	16,770	15,870	15,330	15,300
	大都市		-	13,860	13,110	12,660	12,630
	多雪寒冷		13,620	13,350	12,630	12,210	-
	一般		-	12,960	12,270	11,850	11,820
	奄美		-	-	-	-	14,520
耐火構造平家建	特別	81.3	18,210	17,850	16,770	16,110	16,110
	大都市		-	13,980	13,110	12,630	12,600
	多雪寒冷		13,590	13,350	12,540	12,060	-
	一般		-	12,720	11,970	11,490	11,490
	奄美		-	-	-	-	14,070
耐火構造2階建	特別	85.9	18,360	18,000	17,040	16,440	16,440
	大都市		-	14,820	14,040	13,560	13,530
	多雪寒冷		14,610	14,310	13,560	13,080	-
	一般		-	13,830	13,080	12,630	12,630
	奄美		-	-	-	-	15,450
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	92.1	17,220	16,860	16,050	15,570	15,540
	大都市		-	14,640	13,950	13,500	13,470
	多雪寒冷		14,430	14,160	13,470	13,050	-
	一般		-	13,530	12,900	12,480	12,450
	奄美		-	-	-	-	16,020
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型仕様)	特別	100.6	18,810	18,420	17,550	17,010	16,980
	大都市		-	15,990	15,240	14,760	14,730
	多雪寒冷		15,750	15,450	14,700	14,250	-
	一般		-	14,790	14,070	13,650	13,620
	奄美		-	-	-	-	17,490
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別	92.1	17,700	17,340	16,470	15,960	15,960
	大都市		-	15,060	14,310	13,860	13,860
	多雪寒冷		14,850	14,550	13,830	13,410	-
	一般		-	13,860	13,170	12,780	12,750
	奄美		-	-	-	-	16,350
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型仕様)	特別	100.6	19,320	18,930	18,000	17,430	17,430
	大都市		-	16,440	15,630	15,150	15,120
	多雪寒冷		16,230	15,900	15,120	14,640	-
	一般		-	15,150	14,400	13,950	13,950
	奄美		-	-	-	-	17,850
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	92.1	17,460	17,130	16,200	15,660	15,630
	大都市		-	14,730	13,950	13,470	13,470
	多雪寒冷		14,520	14,220	13,440	12,990	-
	一般		-	13,500	12,780	12,360	12,330
	奄美		-	-	-	-	15,810
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型仕様)	特別	100.6	19,080	18,690	17,700	17,100	17,070
	大都市		-	16,110	15,240	14,730	14,700
	多雪寒冷		15,840	15,540	14,700	14,190	-
	一般		-	14,760	13,950	13,500	13,470
	奄美		-	-	-	-	17,250
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	107.7	18,780	18,390	17,550	17,040	17,010
	大都市		-	15,270	14,580	14,160	14,130
	多雪寒冷		16,650	16,320	15,570	15,120	-
	一般		-	14,310	13,650	13,260	13,230
	奄美		-	-	-	-	17,490
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	107.7	19,800	19,410	18,600	18,090	18,090
	大都市		-	15,720	15,060	14,670	14,670
	多雪寒冷		17,250	16,920	16,200	15,780	-
	一般		-	14,580	13,980	13,590	13,590
	奄美		-	-	-	-	17,940
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	107.7	20,160	19,770	19,020	18,540	18,510
	大都市		-	17,040	16,380	15,990	15,960
	多雪寒冷		18,270	17,910	17,220	16,800	-
	一般		-	16,200	15,570	15,180	15,180
	奄美		-	-	-	-	20,040
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	107.7	21,360	20,940	20,190	19,770	19,740
	大都市		-	18,060	17,430	17,040	17,040
	多雪寒冷		19,380	18,990	18,330	17,910	-
	一般		-	17,160	16,560	16,200	16,170
	奄美		-	-	-	-	21,360
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	112.2	29,400	28,830	27,990	27,510	27,480
	大都市		-	22,230	21,570	21,210	21,210
	多雪寒冷		24,840	24,360	23,640	23,250	-
	一般		-	20,160	19,590	19,260	19,230
	奄美		-	-	-	-	23,670

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
			I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	82.9	13,950	13,680
	一般		12,990	12,750
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	87.5	14,220	13,920
	一般		13,500	13,230
耐火構造平家建	特別	82.9	14,850	14,550
	一般		14,160	13,860
耐火構造2階建	特別	87.5	15,210	14,910
	一般		14,490	14,220
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	16,110	15,780
	暖房設備付	特別	16,530	16,200
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	17,550	17,220
	暖房設備付	特別	18,060	17,700
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	16,650	16,320
	暖房設備付	特別	17,100	16,770
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	18,150	17,790
	暖房設備付	特別	18,690	18,330
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	15,390	15,090
	暖房設備付	特別	15,780	15,480
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	16,770	16,440
	暖房設備付	特別	17,250	16,920
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	15,240	14,940
	暖房設備付	特別	15,570	15,270
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	17,100	16,770
	暖房設備付	特別	17,400	17,040
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	18,210	17,850
	暖房設備付	特別	18,480	18,090
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	燃料庫付	特別	19,830	19,440
	暖房設備付	特別	20,070	19,680
高層耐火構造 (地上階数20階～)	燃料庫付	特別	24,390	23,940
	暖房設備付	特別	24,720	24,240

(沖縄)

構 造 別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	11,850
木造2階建及び準耐火構造2階建	85.9	13,170
耐火構造平家建	81.3	13,260
耐火構造2階建	85.9	14,010
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,240
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	16,650
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,570
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	17,010
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型以外の住棟)	92.1	14,220
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型の住棟)	100.6	15,540
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	107.7	15,000
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	107.7	16,920
高層耐火構造 (地上階数12階～)	107.7	18,150

○その5 地域優良賃貸住宅（高齢者型）に係る主体附帯工事費

注1）この表は、地域優良賃貸住宅（高齢者型）に適用する。

注2）地区区分及び地域区分は、その6による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	主体附帯工事費基本額 (千円/戸)					主体附帯工事費 面積係数(千円/㎡)				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	5,559	5,450	5,130	4,928	4,913	126	124	117	112	112
	大都市	-	4,461	4,199	4,033	4,021	-	101	95	92	91
	多雪寒冷	4,361	4,275	4,024	3,866	-	99	97	91	88	-
	一般	-	4,146	3,903	3,749	3,738	-	94	89	85	85
	奄美	-	-	-	-	4,567	-	-	-	-	104
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	5,641	5,530	5,237	5,060	5,045	128	126	119	115	115
	大都市	-	4,569	4,326	4,180	4,168	-	104	98	95	95
	多雪寒冷	4,487	4,399	4,166	4,025	-	102	100	95	91	-
	一般	-	4,270	4,043	3,906	3,895	-	97	92	89	89
	奄美	-	-	-	-	4,787	-	-	-	-	109
耐火構造平家建	特別	6,206	6,084	5,716	5,496	5,490	141	138	130	125	125
	大都市	-	4,763	4,474	4,302	4,298	-	108	102	98	98
	多雪寒冷	4,639	4,548	4,272	4,108	-	105	103	97	93	-
	一般	-	4,342	4,080	3,923	3,919	-	99	93	89	89
	奄美	-	-	-	-	4,798	-	-	-	-	109
耐火構造2階建	特別	6,053	5,934	5,619	5,424	5,419	138	135	128	123	123
	大都市	-	4,890	4,630	4,469	4,465	-	111	105	102	101
	多雪寒冷	4,814	4,720	4,469	4,314	-	109	107	102	98	-
	一般	-	4,557	4,316	4,166	4,162	-	104	98	95	95
	奄美	-	-	-	-	5,095	-	-	-	-	116
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	5,433	5,327	5,071	4,914	4,904	123	121	115	112	111
	大都市	-	4,624	4,402	4,265	4,257	-	105	100	97	97
	多雪寒冷	4,556	4,466	4,252	4,120	-	104	102	97	94	-
	一般	-	4,275	4,070	3,944	3,936	-	97	92	90	89
	奄美	-	-	-	-	5,058	-	-	-	-	115
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	5,605	5,496	5,232	5,070	5,060	127	125	119	115	115
	大都市	-	4,770	4,541	4,401	4,392	-	108	103	100	100
	多雪寒冷	4,700	4,608	4,387	4,251	-	107	105	100	97	-
	一般	-	4,410	4,199	4,069	4,060	-	100	95	92	92
	奄美	-	-	-	-	5,218	-	-	-	-	119
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別	5,583	5,474	5,202	5,040	5,035	127	124	118	115	114
	大都市	-	4,754	4,518	4,378	4,373	-	108	103	99	99
	多雪寒冷	4,688	4,596	4,367	4,232	-	107	104	99	96	-
	一般	-	4,381	4,163	4,034	4,030	-	100	95	92	92
	奄美	-	-	-	-	5,160	-	-	-	-	117
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	5,760	5,647	5,366	5,200	5,195	131	128	122	118	118
	大都市	-	4,905	4,661	4,516	4,512	-	111	106	103	103
	多雪寒冷	4,836	4,741	4,506	4,366	-	110	108	102	99	-
	一般	-	4,520	4,295	4,162	4,158	-	103	98	95	94
	奄美	-	-	-	-	5,323	-	-	-	-	121
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	5,514	5,405	5,114	4,941	4,936	125	123	116	112	112
	大都市	-	4,656	4,405	4,256	4,251	-	106	100	97	97
	多雪寒冷	4,580	4,490	4,248	4,104	-	104	102	97	93	-
	一般	-	4,267	4,037	3,900	3,896	-	97	92	89	89
	奄美	-	-	-	-	4,988	-	-	-	-	113
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	5,688	5,577	5,276	5,098	5,093	129	127	120	116	116
	大都市	-	4,803	4,544	4,390	4,386	-	109	103	100	100
	多雪寒冷	4,725	4,633	4,383	4,235	-	107	105	100	96	-
	一般	-	4,402	4,165	4,024	4,020	-	100	95	91	91
	奄美	-	-	-	-	5,146	-	-	-	-	117
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	5,347	5,242	5,000	4,854	4,849	122	119	114	110	110
	大都市	-	4,354	4,152	4,031	4,027	-	99	94	92	92
	多雪寒冷	4,745	4,652	4,437	4,308	-	108	106	101	98	-
	一般	-	4,080	3,892	3,778	3,774	-	93	88	86	86
	奄美	-	-	-	-	4,981	-	-	-	-	113
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	5,637	5,527	5,295	5,156	5,151	128	126	120	117	117
	大都市	-	4,483	4,294	4,182	4,177	-	102	98	95	95
	多雪寒冷	4,915	4,819	4,617	4,495	-	112	110	105	102	-
	一般	-	4,155	3,980	3,876	3,872	-	94	90	88	88
	奄美	-	-	-	-	5,110	-	-	-	-	116
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	5,744	5,631	5,415	5,283	5,277	131	128	123	120	120
	大都市	-	4,857	4,670	4,556	4,551	-	110	106	104	103
	多雪寒冷	5,208	5,106	4,910	4,790	-	118	116	112	109	-
	一般	-	4,613	4,436	4,328	4,323	-	105	101	98	98
	奄美	-	-	-	-	5,706	-	-	-	-	130
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	6,088	5,969	5,755	5,631	5,625	138	136	131	128	128
	大都市	-	5,148	4,963	4,856	4,851	-	117	113	110	110
	多雪寒冷	5,520	5,412	5,218	5,106	-	125	123	119	116	-
	一般	-	4,890	4,715	4,613	4,608	-	111	107	105	105
	奄美	-	-	-	-	6,082	-	-	-	-	138
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	8,145	7,985	7,749	7,620	7,612	185	181	176	173	173
	大都市	-	6,161	5,979	5,879	5,873	-	140	136	134	133
	多雪寒冷	6,884	6,749	6,549	6,440	-	156	153	149	146	-
	一般	-	5,589	5,423	5,333	5,328	-	127	123	121	121
	奄美	-	-	-	-	6,554	-	-	-	-	149

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)		主体附帯工事費面積係数 (千円/戸)		
		I	II	I	II	
		木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	4,704	4,612	107
	一般	4,381	4,295	100	98	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	4,632	4,541	105	103	
	一般	4,400	4,314	100	98	
耐火構造平家建	特別	5,003	4,905	114	111	
	一般	4,769	4,675	108	106	
耐火構造2階建	特別	4,959	4,862	113	111	
	一般	4,727	4,634	107	105	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	5,028	4,929	114	112
		一般	4,766	4,673	108	106
	暖房設備付	特別	5,220	5,117	119	116
		一般	4,951	4,854	113	110
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	5,181	5,079	118	115
		一般	4,914	4,818	112	109
	暖房設備付	特別	5,387	5,281	122	120
		一般	5,107	5,007	116	114
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	5,197	5,095	118	116
		一般	4,888	4,792	111	109
	暖房設備付	特別	5,401	5,295	123	120
		一般	5,077	4,978	115	113
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	5,358	5,253	122	119
		一般	5,037	4,938	114	112
	暖房設備付	特別	5,572	5,463	127	124
		一般	5,238	5,135	119	117
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	4,804	4,710	109	107
		一般	4,517	4,428	103	101
	暖房設備付	特別	4,987	4,889	113	111
		一般	4,689	4,597	107	104
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	4,950	4,853	112	110
		一般	4,656	4,565	106	104
	暖房設備付	特別	5,144	5,043	117	115
		一般	4,837	4,743	110	108
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	4,301	4,217	98	96
		一般	3,977	3,899	90	89
	暖房設備付	特別	4,438	4,351	101	99
		一般	4,102	4,022	93	91
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	4,827	4,732	110	108
		一般	4,462	4,375	101	99
	暖房設備付	特別	4,953	4,856	113	110
		一般	4,578	4,488	104	102
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	5,133	5,032	117	114
		一般	4,746	4,653	108	106
	暖房設備付	特別	5,261	5,158	120	117
		一般	4,862	4,767	111	108
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	燃料庫付	特別	5,593	5,483	127	125
		一般	5,171	5,069	118	115
	暖房設備付	特別	5,716	5,603	130	127
		一般	5,284	5,180	120	118
高層耐火構造 (地上階数20階～)	燃料庫付	特別	6,694	6,563	152	149
		一般	6,189	6,068	141	138
	暖房設備付	特別	6,849	6,715	156	153
		一般	6,332	6,208	144	141

(沖縄)

構 造 別	1戸あたり 主体付帯工事費基本額 (千円/戸)	主体付帯工事費 面積係数 (千円/㎡)
木造平家建及び準耐火構造平家建	4,042	92
木造2階建及び準耐火構造2階建	4,341	99
耐火構造平家建	4,524	103
耐火構造2階建	4,622	105
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	4,811	109
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	4,964	113
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	4,911	112
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	5,069	115
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型以外の住棟)	4,492	102
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型の住棟)	4,637	105
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	4,275	97
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	4,819	110
高層耐火構造 (地上階数12階～)	5,169	117

○その6 主体附帯工事費の地区区分及び地域の区分

(北海道・沖縄以外の地域)

地区名	地域
特別地区	首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地及び同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域及び同条第4項に規定する近郊整備区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯
大都市地区	東京・大阪・埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知の1都1府5県（特別地区に該当する地域を除く。）、茨城・栃木・群馬・山梨の4県（首都圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・奈良・和歌山・三重の4県（近畿圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・岐阜・三重の3県（中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）による都市整備区域及び都市開発区域に限る。）、京都・兵庫の1府1県（特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。）
多雪寒冷地区	青森・岩手・秋田・山形・福島・長野・新潟・富山・石川・福井の10県（特別地区に該当する地域を除く。）、宮城県、栃木県（日光市及び塩谷郡栗山町に限る。）、群馬県（沼田市、特別地区に該当する地域を除く利根郡及び吾妻郡に限る。）、山梨県、岐阜県（高山市、郡上郡、益田郡、揖斐郡藤橋村、特別地区に該当する地域を除く大野郡及び吉城郡に限る。）、滋賀県（坂田郡伊吹町、伊香郡木之本町、同西浅井町、高島郡マキノ町、同今津町及び同朽木村に限る。）、京都府（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、北桑田郡美山町、天田郡夜久野町、加佐郡、与謝郡、中郡、竹野郡及び熊野郡のうち近畿圏整備法による都市開発区域以外の地域に限る。）、兵庫県（豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父市及び朝来郡和田山町に限る。）、鳥取県、島根県（浜田市、益田市、江津市及び漕摩郡を除く。）
奄美地区	鹿児島県（名瀬市及び大島郡に限る。）
一般地区	上記以外の地域（北海道及び沖縄県を除く。）

地域の区分	都道府県名
I	北海道
II	青森県 岩手県 秋田県
III	宮城県 山形県 福島県 栃木県 新潟県 長野県
IV	茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
V	宮崎県 鹿児島県
VI	沖縄県
<p>1 次の町村にあっては、上の区分にかかわらず、I地域に区分されるものとする。</p> <p>青森県 七戸町、十和田湖町、田子町 岩手県 葛巻町、岩手町、西根町、松尾村、湯田町、沢内村、山形村、安代町</p> <p>2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。</p> <p>北海道 函館市、松前町、福島町、知内町、木古内町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、熊石町、大成町、北檜山町、島牧村、寿都町</p> <p>宮城県 栗駒町、一迫町、鶯沢町、花山村</p> <p>山形県 米沢市、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、朝日村</p> <p>福島県 喜多方市、大玉村、長沼町、天栄村、田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町、熱塩加納村、北塩原村、山都町、西会津町、高郷村、磐梯町、猪苗代町、河東町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、大信村、平田村、小野町、滝根町、大越町、常葉町、船引町、川内村、飯館村</p> <p>栃木県 日光市、足尾町、栗山村、藤原町、塩原町</p> <p>新潟県 入広瀬村、津南町、中里村</p> <p>長野県 須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、更埴市、佐久市、臼田町、佐久町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、八千穂村、軽井沢町、望月町、御代田町、立科町、浅科村、北御牧村、長門町、東部町、真田町、武石村、和田村、富士見町、原村、高遠町、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、浪合村、平谷村、下條村、木曾福島町、上松町、檜川村、木祖村、日義村、開田村、三岳村、波田町、山形村、朝日村、奈川村、安曇村、梓川村、池田町、松川村、八坂村、美麻村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、豊野町、信濃町、傘礼村、三水村、戸隠村、鬼無里村</p> <p>群馬県 長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、白沢村、利根村、片品村、川場村、水上町</p> <p>山梨県 富士吉田市、小淵沢町、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町</p> <p>岐阜県 高山市、丹生川村、清見村、荘川村、白川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、古川町、国府町、河合村、上宝村</p> <p>3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、III地域に区分されるものとする。</p> <p>青森県 青森市、深浦町、岩崎村</p> <p>岩手県 宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、花泉町、平泉町、大東町、田老町</p> <p>秋田県 秋田市、能代市、本荘市、男鹿市、八森町、山本町、八竜町、峰浜村、昭和町、飯田川町、天王町、若美町、大潟村、雄和町、仁賀保町、金浦町、象潟町、矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、大内町</p> <p>茨城県 石岡市、下館市、小川町、美野里町、岩間町、岩瀬町、美和村、大子町、八郷町、千代田町、新治村、明野町、真壁町、大和村、協和町</p> <p>群馬県 沼田市、赤城村、黒保根村、東村(勢多郡)、倉淵村、小野上村、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、松井田町、中之条町、東村(吾妻郡)、吾妻町、高山村、月夜野町、新治村、昭和村</p>	

埼玉県	両神村、大滝村
東京都	奥多摩町
富山県	大沢野町、大山町、上市町、立山町、宇奈月町、細入村、平村、上平村、利賀村
石川県	吉野谷村、尾口村、白峰村
福井県	和泉村
山梨県	都留市、三富村、芦川村、上九一色村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村、勝山村、足和田村、鳴沢村、小菅村、丹波山村
岐阜県	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、明宝村、和良村、東白川村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村、串原村、上矢作町、萩原町、小坂町、下呂町、馬瀬村、宮川村、神岡町
愛知県	稲武町
兵庫県	村岡町、美方町、関宮町
奈良県	生駒市、都祁村、平群町、室生村、野迫川村、大塔村
和歌山県	高野町、花園村
鳥取県	若桜町、関金町、日南町、日野町、江府町
島根県	仁多町、横田町、頓原町、赤来町、大和村、羽須美村、瑞穂町
岡山県	新見市、北房町、備中町、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町、勝山町、湯原町、美甘村、新庄村、川上村、八束村、中和村、富村、奥津町、上斎原村、阿波村
広島県	庄原市、筒賀村、戸河内町、芸北町、大朝町、千代田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲山町、世羅町、油木町、神石町、豊松村、三和町（神石郡）、上下町、総領町、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、西城町、東城町、口和町、高野町、比和町
徳島県	東祖谷山村
高知県	本川村

4 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。

福島県	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、上三川町、南河内町、上河内町、河内町、西方町、粟野町、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、氏家町、高根沢町、南那須町、烏山町、田沼町、葛生町
新潟県	新潟市、三条市、柏崎市、新発田市、新潟市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、両津市、白根市、豊栄市、上越市、京ヶ瀬村、笹神村、豊浦町、聖籠町、加治川村、紫雲寺町、中条町、黒川村、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、弥彦村、分水町、吉田町、巻町、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村、栄町、中之島町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町、寺泊町、刈羽村、西山町、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、三和村、名立町、能生町、青海町、荒川町、神林村、山北町、粟島浦村、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村
長野県	清内路村、大鹿村
宮崎県	都城市、小林市、えびの市、山田町、高崎町、高原町、須木村、西米良村、南郷村、西郷村、北郷村、北方町、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	大口市、宮之城町、鶴田町、薩摩町、菱刈町、横川町、栗野町、吉松町、牧園町、霧島町、大隅町、財部町、末吉町

5 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。

茨城県	波崎町
千葉県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡県	熱海市、下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、御前崎町、浜岡町
三重県	尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、鵜殿村
和歌山県	御坊市、新宮市、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、日置川町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座町、古座川町

山口県	下関市
徳島県	由岐町、日和佐町、牟岐町、海南町、海部町、穴喰町
愛媛県	瀬戸町、三崎町、津島町、内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、赤岡町、香我美町、野市町、夜須町、吉川村、伊野町、春野町、大方町、大月町、三原村
福岡県	福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市、福江市、平戸市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、長与町、時津町、琴海町、西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町、外海町、口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町、深江町、大島村、生月町、小値賀町、宇久町、田平町、江迎町、鹿町町、小佐々町、佐々町、吉井町、世知原町、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町、若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町
熊本県	八代市、水俣市、本渡市、牛深市、三角町、千丁町、鏡町、田浦町、芦北町、津奈木町、大矢野町、姫戸町、龍ヶ岳町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、天草町、河浦町
大分県	佐伯市、鶴見町、米水津村、蒲江町

(北海道)

地 区 名	地 域
特 別 地 区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一 般 地 区	上記以外の地域

別表第2 主体附帯工事費の特例加算限度額

対象工事費	対象要件	加算額	適用しない住宅
(1) 特殊基礎工事費	特殊基礎工事を行う場合	1戸当たり 3,149,000円	
(2) 特別規模増工事費	心身障害者世帯向住宅、老人同居向住宅、多人数世帯向住宅及び(3)のエレベーターを設ける中層住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合	1戸当たり 3,314,000円	地域優良賃貸住宅 (高齢者型)
(3) エレベーター設置工事費	3階建て、4階建て及び5階建ての中層住宅においてエレベーターを設ける場合	1件当たり 27,265,000円	
(4) 消防用設備設置工事費	法令等において設置が義務付けられた消防用設備の設置を行う場合	1戸当たり 1,187,000円	
(5) 緊急通報システム設置工事費	緊急通報システムを設ける場合 ①シルバーハウジング・プロジェクト制度に係るもの及び ②老人対策のための住宅又は心身障害者世帯向け住宅で、①以外のもの。	1戸当たり 1,385,000円 1戸当たり 199,000円	地域優良賃貸住宅 (高齢者型)
(6) 高齢者等向け特別設備等工事費	老人世帯、老人同居世帯又は心身障害者世帯のための住宅において特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合(手すりの設置、滑りにくい階段の処理、段差の解消、コンセントの設置(便所)及び住棟アプローチのスロープ化を行う場合を除く。)	1戸当たり 2,725,000円	地域優良賃貸住宅 (高齢者型)
(7) 雪害防除工事費	多雪寒冷地区(特別豪雪地帯を含む。)において、雪害防除のために必要な工事を行う場合	1戸当たり 1,889,000円	
(8) 特殊屋外附帯工事費	特殊屋外附帯工事を行う場合	1戸当たり 1,444,000円 ただし、本区分の加算を受けて合併処理浄化槽を設ける場合にあつては、 2,292,000円	都市再生住宅
(9) 店舗等併設工事費	公共建築物、店舗等が併設する場合	1戸当たり 1,385,000円	改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅
(10) ピロティ等設置工事費	ピロティ、屋上遊園等を設ける場合	1戸当たり 1,385,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅

			宅及び都市再生住宅											
(11) 試作住宅設置工事費	試作住宅の工事を行う場合	1戸当たり 1,385,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅											
(12) 作業所設置工事費	農山漁村向住宅に作業所を設ける場合	構造に応じて次の表に掲げる1㎡当たり工事費に作業所の床面積（1戸当たり12㎡を限度とする）を乗じた額	特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>1㎡当たり工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td> <td>139,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td> <td>149,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>低層耐火構造</td> <td>152,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層準耐火構造</td> <td>152,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層耐火構造</td> <td>152,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>高層耐火構造</td> <td>174,000円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>		構造別	1㎡当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	139,000円/㎡	木造2階建及び準耐火構造2階建	149,000円/㎡	低層耐火構造	152,000円/㎡	中層準耐火構造	152,000円/㎡	中層耐火構造
構造別	1㎡当たり工事費													
木造平屋建及び準耐火構造平屋建	139,000円/㎡													
木造2階建及び準耐火構造2階建	149,000円/㎡													
低層耐火構造	152,000円/㎡													
中層準耐火構造	152,000円/㎡													
中層耐火構造	152,000円/㎡													
高層耐火構造	174,000円/㎡													
(13) 耐久性向上工事費	<p>木造住宅の耐久性向上に係る次の基準に適合する工事を行う場合又はこれと同等以上の耐久性を有すると認められる工事を行う場合</p> <p>① 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部を木造とする住宅にあつては、すむ柱の小径は12cm角（通し柱であるすみ柱にあつては、13.5cm）以上であること。</p> <p>構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部に桝組壁構造を用いる住宅にあつては、桝組壁工法を用いる外壁の下地材料は、厚さ9mm以上の構造用合板であること。</p> <p>② 防腐及び防蟻措置に関して有効な措置を講じたものであること。</p> <p>③ 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地面からその</p>	1戸当たり 1,889,000円 ただし、住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が、別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合は、1,889,000円に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得た額	都市再生住宅											

	<p>上端までの高さは40cm以上であること。</p> <p>④ 外壁の床下部分には、壁の長さ4 m以内ごとに、有効面積300cm²以上の換気孔を設け、床下はコンクリートで覆うこと。</p> <p>⑤ 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に2以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、原則として300分の1以上とすること。</p> <p>⑥ 住宅の床下及び小屋裏は、点検が容易に行えるよう点検口及び点検ハッチが設けられたものであること。</p>		
(14)21世紀都市居住緊急促進事業工事費	21世紀都市居住緊急促進事業補助金交付要綱（平成10年12月11日付け建設省住備発第130号・建設省住街発第45号・建設省住市発第110号）に定める採択基準に適合する事業を行う場合	1戸当たり 2,725,000円	公営住宅、地域優良賃貸住宅（21世紀都市居住緊急促進事業補助金交付要綱）、改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅
(15)スライド条項等適用工事費	過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業又は施行期間が複数年度にまたがり各年度において公営住宅法附則第5項により無利子貸付金の貸付を受ける事業で、契約後12箇月以上経過した時点で賃金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合	1戸当たり 2,725,000円	都市再生住宅
(16)その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1戸当たり 2,725,000円	

別表第3 開発充当率

(1) 開発充当率

取得の条件		開発充当率
1 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第6条の2の適用を受けて取得する場合		1.00
2 1㎡当たり6,000円以下の価格で取得する場合		1.00
3 その他の場合	改良住宅の容積率が(2)の基準容積率以上の場合	1.00
	改良住宅の容積率(A%)が(2)の基準容積率(A ₀ %)未満の場合	$1.00 - 0.01 \times a$ $a = 1/2(A_0 - A)$ (地域改善対策特定事業) $a = A_0 - A$ (地域改善対策特定事業以外) ただし、aは整数となるよう小数点以下を切り捨てるものとする。

(2) 基準容積率

構造	地区区分		
	特別豪雪地帯を除く大都市	一奄沖 般美縄	特別豪雪地帯に限る北海道多雪寒冷
木造(平屋) 低層準耐火構造(平屋) 低層耐火構造(平屋)	20%	20%	20%
木造(2階) 低層準耐火構造(2階) 低層耐火構造(2階)	35	35	30
中層準耐火構造(3階) 中層耐火構造(3階)	55	55	55
中層耐火構造(4・5階)	75	70	65
高層耐火構造	114	106	99

(注) 地区区分は、別表第1（その4）による地区区分である。

別表第4 用地取得費の地域区分

○その1 (大都市-I)

都道府県	市町名	都道府県	市町名
埼玉県	川越市、川口市、さいたま市、所沢市、飯能市、岩槻市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、大井町、三芳町、鶴ヶ島市、吉川市	静岡県	厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印南町、佐倉市、四街道市、白井市	愛知県	静岡市
東京都	東京都区部、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市	滋賀県	名古屋市、長久手町
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、	京都府	大津市
		大阪府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、京田辺市、木津町、精華町
		兵庫県	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市
		奈良県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
		広島県	奈良市、生駒市
		沖縄県	広島市、府中町
			那覇市

○その2 (大都市－Ⅱ)

都道府県	市町名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
茨城県	取手市、牛久市、藤代町
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市、高崎市
埼玉県	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、鴻巣市、深谷市、久喜市、幸手市、伊奈町、吹上町、毛呂山町、越生町、日高市、滑川町、嵐山町、宮代町、白岡町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、庄和町
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、成田市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、袖ヶ浦市、酒々井町、富里市、印西市、大網白里町
東京都	あきる野市、瑞穂町、日の出町
神奈川県	小田原市、三浦市、秦野市、南足柄市、寒川町、二宮町、松田町、開成町、愛川町、城山町
新潟県	新潟市
石川県	輪島市、金沢市
福井県	福井市
山梨県	甲府市、大月市
長野県	軽井沢町
岐阜県	岐南町
静岡県	浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、

都道府県	市町名
	蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、東海市、東郷町、日進町、西枇杷島町、師勝町、西春町、清洲町、新川町、扶桑町、甚目寺町、大治町、蟹江町、南知多町
滋賀県	草津市、守山市、栗東市、野洲町
京都府	久御山町、園部町、八木町
大阪府	河内長野市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、美原町
兵庫県	姫路市、洲本市、加古川市、龍野市、高砂市、播磨町、津名町、淡路町
奈良県	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、平群町、三郷町、田原本町、香芝市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
和歌山県	和歌山市、海南市、橋本市
岡山県	岡山市
広島県	呉市、廿日市市、海田町
山口県	徳山市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市、須崎市
福岡県	福岡市、北九州市、大野城市
沖縄県	浦添市、宜野湾市、沖縄市、与那原町

別表第5 その他の土地整備費の限度額

費用の種類	限度額	
(1) 道路整備費	整備に要する額	
(2) 下排水工事費		
(3) 児童遊園整備費		
(4) 緑地整備費		
(5) 地区施設等用地取得造成費		
(6) 店舗、作業場設置工事費	整備に要する額 ただし、構造の別に応じて次の表に定める1㎡当たり工事費に店舗、作業所又は管理事務所の床面積を乗じた額を限度とする。	
(7) 管理事務所設置工事費	構造別	1㎡当たり工事費
	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	139,000円/㎡
	木造2階建及び準耐火構造2階建	149,000円/㎡
	低層耐火構造	152,000円/㎡
	中層準耐火構造	152,000円/㎡
	中層耐火構造	152,000円/㎡
	高層耐火構造	174,000円/㎡
(8) 集会所設置工事費	整備に要する額 ただし、27,161,000円/件を限度とする。	
(9) 子育て支援施設の設置工事費	整備に要する額 ただし、27,161,000円/件を限度とする。	
(10) 高齢者生活相談所設置工事費 (シルバーハウジング・プロジェクト制度により設けられるものに限る。)	整備に要する額 ただし、27,161,000円/件を限度とする。	
(11) 物置の設置工事費	整備に要する額 ただし、423,000円/件を限度とする。	
(12) 施設併存構造費及びピロティー建設工事費	整備に要する額 ただし、中層耐火構造 73,000円/㎡ を限度と 高層耐火構造 81,000円/㎡ する。	
(13) 立体的遊歩道及び人工地盤建設工事費	整備に要する額 ただし、164,000円/㎡を限度とする。	
(14) 防災関連施設整備費	整備に要する額	
(15) 水害危険集落地区内における宅地の整備に要する費用	整備に要する額	
(16) 測量・調査・設計費	測量等に要する額	
(17) 工場等の移転補償費	移転補償に要する額	
(18) その他国土交通大臣が必要と認める費用	必要と認める額	

附 則

この通知は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 地域優良賃貸住宅に係る規定については、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 160 号）の施行の日から施行する。
- 3 前項の施行の日までに、供給計画の認定を受けた特定優良賃貸住宅等及び高齢者向け優良賃貸住宅等並びに事業に着手した特定優良賃貸住宅等及び高齢者向け優良賃貸住宅等については、それぞれ地域優良賃貸住宅（一般型）及び地域優良賃貸住宅（高齢者型）に係る規定を準用する。